

坂東市で新婚生活を始める方に朗報です！

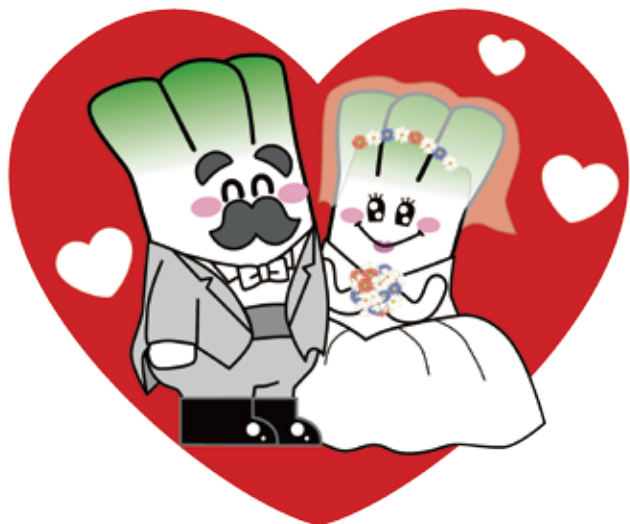
令和3年度 結婚新生活支援補助金のご案内

結婚を機に、坂東市で新生活を始める夫婦に30万円を限度に住宅の取得費用・賃借費用・引越し費用を補助します。

対象となる世帯

次の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し本市に住民票がある世帯
- 夫婦の年間所得の合計が400万円未満の世帯
- 夫婦のいずれもが市税等の滞納がないこと
- 夫婦のいずれもが39歳以下であること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと



補助額

1世帯あたりの上限30万円(1,000円未満切り捨て)

対象となる経費

- ①住居費(新築・購入) 結婚を機に新たに市内の住宅を取得する際に要する費用(増改築を除く)
- ②住居費(賃貸) 結婚を機に新たに市内の賃貸住宅を賃借する際に要する賃料
- ③住居費(その他) 敷金・礼金・公益費用及び仲介手数料
- ④引越費 引越業者または運送業者への支払いその他引越に要する費用

※申請には支払いの領収証が必要となりますので、必ず保存しておいてください。

※令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に生じた費用が対象です。

お問合せ・申請先

坂東市役所3階 企画課
TEL 0297-21-2181(直通)
E-Mail kikaku@city.bando.ibaraki.jp



坂東市結婚新生活支援補助金について
(市公式ウェブページ)

申請書は坂東市公式ホームページからダウンロードしていただくか企画課にて配布しております。